



NO. 334
2021. 4. 15
社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 小泉 いと子
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
http://city-osaka-ikuseikai.or.jp
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念
障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

「令和3年度を迎えて」

理事長 小泉 いと子

思い返しますと1年前は、1月から徐々に拡がりを見せていた新型コロナウイルス感染症が全国的に拡がり、3月に全国を対象に緊急事態宣言が出され学校も休校になり、令和2年度のスタートも制限が多くある中で始まりました。

令和3年度になり、感染症の拡大も落ち着くと思っておりましたが、収束どころか大阪府での感染者数も1,000人を超える状況になり、第4波の到来かとも言われております。

そのような中ではありますが、新たな年度はスタートしており、大阪市育成会でも感染症対策をしながら、昨年度に開催することが出来なかった親の会活動も、出来ることから再開をしていきたいと考えています。

しかし、まだまだ予断を許さない状況もあり、全国連合会では令和3年度の全国大会については開催せず、オンラインにより代替式典を配信することが決まり、近畿ブロックにも近畿大会と近畿リーダー養成研修は人数制限をしての開催になりました。これらの状況もあり、例年開催していた大阪市大会についても、昨年度時点では今年度に延期としておりましたが、今年度についても開催を見合わせて来年度に再延期をさせていただく方向で進めています。

また、毎月開催している支部連絡会についても開催する方向で調整をしていますが、「まん延防止等重点措置」が4月5日に出されるとともに、感染者数の急激な増大が続いていることから、4月度の開催は断念しました。今後についても不透明な部分が多く、参集型での開催も困難な状況が見込まれることから、インターネットを利用した動画配信による支部連絡会の開催も検討しています。

一方、新型コロナウイルスに対しては、全国手をつな

ぐ育成会連合会でも会員向けにサポートをさせていただいており、会員のご家庭内で感染者が出てしまった場合、他のご家族が感染しないように衛生用品の援助があります。また、大阪市育成会としては、日常生活で支援が多く必要な会員のお子さんが感染してしまった場合、感染していないご家族の付き添いが難しいということで、病院への入院や療養施設へ移ることに躊躇することがあるかもしれませんが、この感染症は容態が急変する可能性もあるので、適切な医療を受けることができるように大阪市に対して要望をしています。

万が一、会員の皆さまのご家庭で感染してしまった場合には、一人で悩まずに事務局にお電話(06-6765-5621)もしくはmail (info@city-osaka-ikuseikai.or.jp)でご相談くださいますようお願い致します。

大阪市への要望書に対する回答がありました

障がい者週間に合わせ、令和2年12月3日に、大阪市身体障害者団体協議会、大阪市視覚障害者福祉協会、大阪市聴覚障害者協会、大阪市手をつなぐ育成会の連名により、大阪市へ「要望書」を提出しており、詳細については、令和2年12月号のふれあいでご報告しています。

この度、3月6日に要望書に対する回答がありましたので、要望事項と大阪市からの回答を掲載します。なお、個々の項目に対する回答は、各回答に記載の担当部署が作成をしています。また、項目番号に枝番を付しているものがありますが、1つの項目に複数の要望が含まれていた場合であり、下線が引かれている要望に対して担当部署が回答をしています。

今後も障がいのある人たちが、地域で安心して暮らすことができるように要望をしていきたいと考えています。

◆要望事項と大阪市からの回答◆

項目	橋下元市長が明言された、大阪市所有施設の空スペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、「現在のところ設置予定はないが、今後とも検討する。」との昨年度ご回答いただいたが、現在の検討状況について教示するとともに、その検討にあたっては、広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。
	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。</p> <p>本市において、現時点においても設置の予定はありませんが、引き続き、障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。</p> <p>なお、設置することになれば、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、進めてまいりたいと考えております。</p>
項目	来年3月に策定される大阪市障がい者支援計画の中間見直し・第6期大阪市障がい者福祉計画および第2期障がい児福祉計画の着実な実行を要望する。また、国においては、「新しい生活様式」の下での地域生活支援を推進していることから、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、今後より一層、市内に居住する障がい児・者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるような施策構築と地域生活支援拠点を各区に1か所以上整備するなどの施設整備の実現を要望する。
	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 電話：06-6208-7999</p> <p>「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」については、本市では、障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という基本理念の</p>
回答	

もと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において検討を行い、令和3年3月策定に向け取り組んでいるところです。

大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。

また、地域生活支援拠点等については、各区の社会資源の整備状況等を考慮し、市域で事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を基本として整備を進めていきます。国が示す5つの機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に関しては、平成30年度より各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて支援体制の充実を図るとともに、障がい者相談支援調整事業を実施することにより整備を図っています。また、「緊急時の受入れ・対応」に関しては、令和元年度より「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を、今年度より「障がい者緊急一時保護事業」を実施することにより整備を図っています。

今後は、残る「体験の機会・場」の機能の整備について検討を行うとともに、すでに整備した各機能に関して、障がいのある方が地域で安心して生活できるものとなるよう、その充実に努めてまいります。

障がいがある人もない人も共に暮らしていきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても、市内居住の障がい者が参加する検討委員会を設置し、障がい者差別解消条例を制定するよう要望する。

また、障がい者についての理解をより深化させるための「あいサポート運動」等の研修を、市職員はもとより、市民や市内教育機関・企業・団体にも、さらに充実したものとして積極的に実施することを要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話：06-6208-8072
電話：06-6208-8075